

令和3年3月2日

1・2年生保護者の皆様へ

京都市立京都工学院高等学校
校長 砂田浩彰

「緊急事態宣言」解除を踏まえた教育活動等について

向春の候、皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は本校教育活動にご理解を賜りまして感謝申し上げます。

この度、京都府に発令されていた「緊急事態宣言」が2月末で解除されました。京都市においても対策本部会議が開催され、「緊急事態宣言は解除されるが、再び感染を拡大させず、完全に収束させるために引き続き取組を徹底すること」が確認されました。

そのことを受けて、令和3年3月1日付け教育長通知で、「緊急事態宣言」解除を踏まえた教育活動等について文書が発出され、今後本校において下記の通り取り扱うことといたします。何卒ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1. 基本的な対応方針

緊急事態宣言は解除されましたが、これまでの感染拡大防止に向かう取組を緩めるものではありません。引き続き、感染拡大防止を徹底したうえで、教育活動に取り組むことが重要であるとの認識を、教職員はもとより、保護者・地域とも共有し適切に対応いたします。

2. 具体的な教育活動等

学年末考査 3月2日（火）から3月9日（火）

考査校時表 HR集合 9：00
1限目 9：10 ～ 10：00
2限目 10：10 ～ 11：00
3限目 11：10 ～ 12：00

注) 3月 5日（金）試験終了後12：30完全下校 生徒校舎内立入禁止

3月 8日（月）入学者選抜業務（中期選抜）のため生徒登校禁止

3月10日（水）以降については行事予定を確認すること

3月19日（金）終業式

3. 部活動について（対外的な活動の段階的緩和基準） 【抜粋】

(1) 3月1日（月）から3月7日（日）まで

3月1日から本市高等学校部活動ガイドラインに基づく通常の活動とする。

（活動時間は、平日3時間程度、休日4時間程度、休養日は少なくとも平日1日以上等）

※ただし、3月9日までは学年末考査のため、基本的に活動制限があります。

- ・参加者は自校の生徒・教職員（部活動指導員、外部コーチ含む）とする。
- ・府内での活動を認める（活動拠点が府外施設の場合は当該施設を府内とみなす）。
- ・公共交通機関や貸切バス等での移動を認める。
- ・他校との交流および宿泊を伴う活動は認めない。
- ・大会等への参加を認める。ただし、感染対策を徹底し、保護者の同意が必要

(2) 3月8日(月)～3月18日(木)まで

上記(1)の取扱いに加え、以下の通りとする。

- ・参加者は、学校が管理できる対象(上記に保護者を加える)および人数とする。
はじめは100名以下とし、それ以上の参加が必要な場合は、不特定多数の集合ではなく、密集等を回避して活動できる人数として、段階的に増やすこと。
保護者等の応援や見学については、受付を設置し参加者の把握に努めること。
- ・府内の学校との交流を認める。(自校を含め2校程度)
- ・府内での宿泊を認める。

(3) 3月19日(金)以降

上記(1)(2)の取扱いに加え、以下の通りとする。

- ・府外での活動、府外の学校との交流および府外での宿泊を認める。
ただし当該施設の感染対策及び自治体の対応方針に留意すること。

4. 部活動実施に係る留意事項 【抜粋】

(1) 生徒の参加，健康観察等

- ・生徒の参加については、保護者の理解・同意を得た上、無理に参加させることがないように留意する。
- ・少しでも体調に不安を感じている場合は参加させない。
- ・生徒の参加状況や活動内容の把握，健康観察を必ず行い，記録に残す。

(2) 活動場所，活動内容等

- ・高体連からの通知や各競技団体から配信されるガイドラインを十分に踏まえる。
- ・体育館や更衣室等，屋内においては密閉空間とならないよう換気を徹底する。
- ・活動場所には消毒液を設置する。また，触れる機会が多い箇所はこまめな消毒を徹底する。
- ・器具，用具，情報機器等は，生徒間での共用は可能な限り避ける。
- ・練習や活動中には，不必要な大きな声での会話や応援等はしない。
- ・活動をしていない間も含め，感染予防の観点から，人となるべく距離を空ける。
- ・終了後は速やかに帰宅させ，生徒同士での食事を控えるように指導徹底する。

※上記は抜粋です。また一部文言を修正した部分があります。

《お問い合わせ》

京都工学院高等学校 教頭 谷口 正朋

075-646-1515